

第 3 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成30年6月25日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成30年6月25日（月曜日）

午前9時58分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成30年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第9号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業施行条例の制定について

議案第12号 工事請負契約の締結について

議案第15号 専決処分の報告及び承認について

議案第16号 専決処分の報告及び承認について

議案第17号 専決処分の報告及び承認について

議案第18号 専決処分の報告及び承認について

議案第19号 専決処分の報告及び承認について

議案第20号 専決処分の報告及び承認について

議案第21号 専決処分の報告及び承認について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

議案第23号 専決処分の報告及び承認について

議案第24号 専決処分の報告及び承認について

議案第25号 専決処分の報告及び承認について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

いて

報告第1号 平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成29年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成29年度熊本県流域下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 平成29年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 平成29年度熊本県港湾整備事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

① 「創造的復興に向けた重点10項目」の進捗状況について

② 熊本地震等の災害復旧事業等の進捗状況について

③ 球磨川治水対策協議会について

④ 小倉(おくら)遊水地の暫定運用開始について

⑤ 水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について

⑥ 県有建築物に付属するブロック塀の安全確保について

⑦ 益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業の進捗状況について

出席委員（7人）

委員長 増 永 慎一郎
副委員長 河 津 修 司
委員 城 下 広 作
委員 森 浩 二
委員 山 口 裕
委員 山 本 伸 裕
委員 高 島 和 男

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮 部 静 夫
総括審議員
兼河川港湾局長 永 松 義 敬
政策審議監 平 井 宏 英
道路都市局長 上 野 晋 也
建築住宅局長 上 妻 清 人
首席審議員
兼監理課長 藤 本 正 浩
用地対策課長 馬 場 一 也
土木技術管理課長 田 尻 雅 裕
道路整備課長 亀 崎 直 隆
道路保全課長 勝 又 成 也
都市計画課長 坂 井 秀 一
下水環境課長 渡 辺 哲 也
河川課長 竹 田 尚 史
港湾課長 松 永 清 文
砂防課長 中 山 雅 晴
建築課長 松 野 秀 利
営繕課長 重 松 隆
住宅課長 小路永 守

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○増永慎一郎委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることとしました。

次に、議案等について執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のまま、簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 おはようございます。

失礼いたしまして、着座で御説明させていただきます。

今定例県議会に提出しております議案の説明に先立ちまして、最近における土木部行政の動向について御報告申し上げます。

昨日、県議会の皆様御臨席のもと、中九州横断道路の滝室坂トンネルの着工式が開催されました。本県内において、本格的に工事が開始されることとなり、中九州横断道路の早期整備に弾みがつくものと期待しております。

次に、熊本天草幹線道路の一部となる三角大矢野道路が、去る5月20日に開通いたしました。

引き続き、熊本天草幹線道路の早期整備に向けて、地元期成会や県議会の皆様の御支援をいただきながら取り組んでまいります。

次に、今月10日に、西原村河原地区において、県内初の災害公営住宅が完成いたしました。7月には、西原村山西地区及び宇城市不知火地区で完成を予定しておりまして、着実に整備が進んでおります。

引き続き、災害公営住宅の早期整備を目指し、市町村としっかり連携して取り組んでまいります。

次に、益城町木山地区の土地地区画整理事業

につきましては、本年秋ごろの国土交通大臣の事業認可取得に向け、手続を進めております。

事業区域内の道路、公園など、公共施設用地のための先行買収は、7月からの契約に向け、個別訪問等を行ってまいります。

引き続き、土地区画整理事業を初めとした益城町の復興に取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成30年度補正予算関係議案1件、条例等関係議案15件、報告関係6件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国が実施する国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋ルートの復旧等に伴う直轄災害復旧事業負担金や、社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示増、益城町における土地区画整理事業実施に係る経費等として、86億9,300万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例制定2件、工事請負契約の締結1件、専決処分等の報告及び承認について12件の計15件の御審議をお願いしております。

また、報告案件につきましては、平成29年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての外5件について御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、お手元に別に2件配付させていただいておりますが、それとあわせて、創造的復興に向けた重点10項目進捗状況についてのほか7件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

今後とも、復旧・復興事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料としまして建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項として7件を準備しております。

お手元の建設常任委員会説明資料をごらんください。1ページをお願いします。

平成30年度6月補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、国が実施する国道57号北側復旧ルート及び国道325号阿蘇大橋ルートの復旧等に伴う直轄災害復旧事業負担金や、社会資本整備総合交付金事業等の国庫内示増、益城町における土地区画整理事業実施に係る経費等を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業で、補助事業として35億900万円余、単県事業として4,800万円余、災害復旧事業で、補助事業として1億7,800万円余、直轄事業として49億4,800万円余、投資的経費としまして86億8,600万円余の増額となります。消費的経費としまして600万円余を計上しており、一般会計としましては、86億9,300万円余の増額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

平成30年度6月補正予算総括表でございます。

一般会計、特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に、今回補正額の財源内訳を記載しております。

最下段の土木部合計ですが、国庫支出金が17億1,600万円余、地方債が66億7,600万円、その他が9,300万円余、一般財源が2億700万円余の増額でございます。

今回の補正において、特別会計の計上はございません。

以上が土木部の6月補正予算の状況でございます。

監理課からは以上です。よろしくお願いいたします。

○亀崎道路整備課長 道路整備課です。

資料の3ページをお願いいたします。

上から2段目の地域道路改築費でございますが、国庫内示に伴い、16億1,100万円余の補正を計上しております。

これは、国道389号ほか3カ所、県道稲生野甲佐線ほか3カ所の整備に要する経費でございます。

道路整備課の補正後の予算額は、最下段のとおり、232億7,100万円余となります。

道路整備課は以上です。よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

2段目の土地区画整理事業費でございますが、補正額として16億1,300万円余を計上しております。

これは、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に伴う調査、設計、用地買収、取得した用地の管理などに必要な経費を計上するものです。

右端の説明欄をごらんください。

債務負担行為の設定を2件上げております。

平成31年度から平成35年度にかけて、益城復興事務所施設賃借として、年間4,000万円、合計2億円、県有施設等管理業務とし

て、年間45万円、合計200万円余の債務負担行為を設定しております。

これは、熊本高森線4車線化事業と木山地区の土地区画整理事業をより迅速かつ効率的に進めるため、現在熊本市中央区にあります益城復興事務所を益城町内に移転するもので、必要なリース費用及び機械警備費用を債務設定するものでございます。

次に、4段目の都市公園整備事業費でございますが、国庫内示増に伴い、1億2,000万円余を計上しております。

これは、県民総合運動公園等における老朽施設の改修に必要な経費を計上するものです。

以上、最下段のとおり、都市計画課の6月補正後の予算は、71億1,400万円余となります。

都市計画課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○竹田河川課長 河川課です。

資料の5ページをお願いします。

2段目の河川管理費で2,500万円余を計上しております。

これは、右側の説明欄にあります、河川関係許認可等事務において、沈没船対策を、河川外来種等緊急対策事業において、外来水草の発生抑制のための調査研究を行うための費用として、それぞれ、環境省の国庫補助金が新たに認められたことに伴い、増額補正をお願いするものです。

次に、4段目の河川等災害関連事業費で4,700万円余を計上しております。

これは、熊本地震により被災した南阿蘇村三王谷川について、災害復旧事業とあわせて行う改良復旧事業に要する経費です。

この分の予算につきましては、平成28年度に計上しておりましたが、用地取得の難航やたび重なる入札不調等によりまして、平成29年度までに工事契約ができず、県予算上の事

故繰越ができないことから、平成30年度予算として計上するものです。

最後に、7段目の直轄災害復旧事業負担金です。49億4,800万円余を計上しております。

これは、熊本地震からの復旧に向け、国が行っております国道57号北側復旧ルート、国道325号阿蘇大橋ルート、県道熊本高森線俵山ルートの直轄災害復旧事業に対する負担金です。

河川課の補正後の予算額は、最下段のとおり、275億7,900万円余となります。

河川課は以上です。よろしく申し上げます。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の6ページをお願いします。

まず、2段目の海岸高潮対策事業費で、補正額として7,400万円余を計上しております。

これは、国の内示増に伴い、事業費の補正を行うもので、海岸保全施設の長寿命化計画策定に係る点検、調査を行うものです。

次に、3段目の港湾補修事業費で、補正額として7,200万円余を計上しております。

これも、国の内示増に伴い、事業費の補正を行うもので、港湾施設の補修等を行うものです。

以上、最下段のとおり、港湾課の補正後の一般会計の予算額は、74億1,900万円余となります。

港湾課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

7ページをお願いします。

県営住宅の災害復旧費でございますが、1億7,800万円余を計上しております。

これは、熊本地震で被災しました県営住宅の災害復旧事業に要する経費でございます。

この事業につきましては、平成28年度予算に計上しておりましたが、入札不調等によって、平成29年度までに一部の工事契約ができず、県予算上事故繰りができないことから、平成30年度予算として計上するものです。

これにより、住宅課の補正後の予算額は、最下段のとおり、49億3,200万円余となります。

住宅課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

説明資料の9ページをお願いします。

第9号議案の熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、10ページの概要で説明させていただきます。

2の制定改廃の必要性ですが、水俣広域公園の施設整備に伴い、使用料に係る関係規定を整備するもので、具体的には、3の内容にありますとおり、水俣広域公園の管理棟更衣室に温水シャワーを設置したことに伴い、使用料に係る関係規定を整備するものです。

次に、11ページをお願いします。

第10号議案の熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行条例の制定についてでございます。

内容につきましては、19ページの概要で説明させていただきます。

まず、2の制定改廃の必要性ですが、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の県施行に伴い、土地区画整理法第53条第1項により、条例で定めることとされている同法第52条第1項の施行規程を定めるもので、具体的には、3の内容に列挙しておりますとおり、(1)趣旨について、(2)事業の名称について、(3)施行区域に含まれる地域の名称などの項目について条例で定めるものでございます。

都市計画の説明は以上でございます。よろ

しくお願ひします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

21ページをお願いいたします。

議案第12号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、東部支援学校(仮称)新築工事他合併。工事内容は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、4階建て、延べ面積8,669.18平方メートル。工事場所は、熊本市東区東町3丁目3番50地内。工期は、契約締結の日の翌日から平成31年9月24日まで。契約金額は、17億3,664万円。契約の相手方は、村本建設株式会社九州支店。契約の方法は、一般競争入札でございます。

22ページをお願いいたします。

入札経緯及び入札結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、(1)の共同企業体につきましては、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について。

23ページをお願いいたします。

(2)の単体有資格業者につきましては、上段から、建設工事の種類、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の開札結果ですが、入札には3者が参加し、平成30年4月27日に開札を行っております。

その結果、税抜き16億5,809万8,000円の予定価格に対し、税抜き16億800万円の入札をいたしました村本建設株式会社九州支店を落札者と決定しております。

監理課からは以上でございます。

○勝又道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告につきましては、説明資料25ページの第15号議案から42ページの第23号議案までの9件でございます。

まず、資料の25ページの第15号議案でございますが、詳細は右ページの概要にて説明いたします。

本件は、平成29年7月29日午前0時20分ごろ、阿蘇郡産山村大字大利におきまして、主要地方道南小国波野線を軽貨物自動車で行進中、道路左側に堆積していた泥土に左前後輪をとられて路外に転落し、運転者等が頭部等を負傷したものであります。

運転者は、ふだんから現場の運転時には泥土が堆積することを認識しておりましたので、安全な速度に減速し、前方を注視するなどして運転していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮しまして、被害額の9割に当たる91万3,866円を賠償しております。

なお、事故当事者が共済金、いわゆる保険金を受けているため、和解の相手方は共済金の支払い者としております。

次に、資料の27ページの第16号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成29年11月5日午後0時20分ごろ、阿蘇郡南小国町大字赤馬場におきまして、一般国道212号の道路区域内に設置されたグレーチング上を自転車を通ずる際に、表裏が逆になっていたグレーチングのすき間に後輪が落ち込んで転倒し、左肩等を負傷したものであります。

運転者が前方を注視するなどして走行していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の9割に当たる6万2,914円を賠償しております。

次に、資料の29ページの第17号議案ござ

いますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成29年11月20日午後5時30分ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、一般県道内牧停車場線を普通乗り合い自動車で行進中、路面に生じていた段差によって車底部前方が路面に衝突し、フロントバンパー等を破損したものであります。本件は、熊本地震による影響があった事故と考えられます。

運転者が、現場付近に設置されていた注意看板に従い迂回していれば、事故を回避でき、あるいは前方を注視するなどして減速して運転していれば、事故を軽減できた可能性があることを考慮しまして、被害額の5割に当たる18万5,000円を賠償しております。

次に、資料の31ページの第18号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成29年12月2日午前8時ごろ、上天草市松島町教良木におきまして、主要地方道有明倉岳線の道路区域内の石段を清掃中、石段に設置されていた手すりにつかまったところ、手すりを支えていた石柱が倒れて転落し、頭部等を負傷したものであります。

転落防止用の手すりにつかまったところを事故に遭っており、何ら不注意な点がないことから、被害額の全額に当たる10万1,500円を賠償しております。

次に、資料の33ページ、第19号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成29年12月19日午前4時40分ごろ、上天草市龍ヶ岳町大道におきまして、一般国道266号を普通乗用自動車で行進中、道路が陥没して右前輪が落下し、右前輪等を破損したものであります。

本件は、突然道路が陥没したものであり、運転者が事故を回避することは困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる14万6,237円を賠償しております。

なお、本件事故箇所は、次に説明します第20号議案、第21号議案と同一箇所でございます。

次に、資料の35ページの第20号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成29年12月19日午前5時55分ごろ、上天草市龍ヶ岳町大道におきまして、一般国道266号を普通乗用自動車で行進中、道路の陥没部分に右後輪が落下し、破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の7割に当たる6,230円を賠償しております。

次に、資料の37ページの第21号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成29年12月19日午前6時30分ごろ、上天草市龍ヶ岳町大道におきまして、一般国道266号を軽乗用自動車で行進中、道路の陥没部分に右前輪が落下し、破損したものであります。

運転者が道路左側寄りを通行し、前方を注視するなどして運転していれば、事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の6割に当たる6,951円を賠償しております。

次に、資料の39ページの第22号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年2月10日午後2時30分ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、一般県道北外輪山大津線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、破損したものであります。本件は、熊本地震による影響があった事故と考えられます。

事故当時は、雨天で穴ぼこが水たまりの中に隠れていたことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる19万944円を賠償

しております。

なお、本件事故箇所は、次に説明します第23号議案と同一箇所でございます。

次に、資料の41ページの第23号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、平成30年2月10日午後3時20分ごろ、阿蘇市狩尾におきまして、一般県道北外輪山大津線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左後輪が落下し、破損したものであります。本件は、熊本地震による影響があった事故と考えられます。

事故当時は、雨天で濃霧が発生しており、かつ、穴ぼこが水たまりの中に隠れていたことから、運転者が事前に穴ぼこを発見することが困難であることを考慮して、被害額の全額に当たる1万9,080円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。御承認方よろしくをお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の43ページをお願いいたします。

第24号議案、平成29年度都市計画事業の経費に対する町負担金についてに関する専決処分報告及び承認についてでございます。

これは、去る3月16日に、県と益城町が協定締結により、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業が県施行となったことに伴い、当該事業に要する経費のうち、町が負担すべき金額を地方財政法に基づき定めるものでございます。

なお、町に対しては、事前に事業計画の明細を十分に説明し、負担金に係る同意を得ております。

都市計画課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

45ページをお願いいたします。

議案第25号、工事請負契約締結に関する専決処分報告及び承認についてでございます。

今回御審議をお願いしております工事請負契約締結に関する専決処分報告及び承認につきましては、熊本地震からの災害復旧に関連する工事請負契約であり、熊本地震からの迅速な復旧を果たすため、1者入札可とし、契約締結までの期間を可能な限り短縮し、一日も早く着手できるよう専決処分を行ったものでございます。

議案第25号、専決処分報告及び承認について説明いたします。

工事名は、布田川28年発生砂防災害復旧（熊本地震・第7661号）工事。工事内容は、砂防堰堤工。工事場所は、阿蘇郡西原村布田地内。工期は、平成30年3月30日から平成31年3月22日まで。なお、契約締結日は、平成30年3月29日でございます。契約金額は、税込み5億3,351万5,248円。契約の相手方は、丸昭・青木・技研日本復旧・復興建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定しております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う、施工体制確認型総合評価方式で実施しました。

なお、本事業は、震災関連等工事であることから、施工計画の提出は求めない簡易型で実施しており、提出された企業実績等の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した、評価値が最も高い者を落札者としました。

47ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者の復旧・復興建設工事共同企業体が参加し、平成30年3月16日に開札を行い、評価値を算出しております。

その結果、技術評価点が127.00で、税抜き5億4,888万4,000円の予定価格に対し、税抜き4億9,399万5,600円で入札した丸昭・青木・技研日本復旧・復興建設工事共同企業体が、評価値25.7087となり、落札者を決定しております。

監理課からは以上でございます。

○中山砂防課長 49ページをお願いいたします。

第26号、専決処分の報告及び承認について御説明をいたします。

詳細につきまして、50ページの概要により説明させていただきます。

この事故は、平成30年1月6日から同年1月9日までの間に、下町急傾斜地崩壊危険区域で発生したものです。

相手方との示談交渉の結果、県の過失100%で合意し、損害賠償額は13万248円でございます。

事故の状況といたしましては、和解の相手方が所有する軽乗用車を阿蘇郡小国町の本人所有地に駐車中、隣接いたします下町急傾斜地崩壊危険区域内の県有地から発生した約15メートルの倒木により、左ドアミラー等を破損したものでございます。

現場は、竹が生い茂る中で、杉がまばらに存在する斜面でした。木の幹は腐っていませんでしたが、根株が腐って風で倒れたものと

思われます。

斜面の下には、コンクリート擁壁に加えて、高さ1.5メートルの落石防護柵があったのですが、倒木が長かったため、木の先端が駐車場の車まで届いてしまいました。

倒木でありますので、急傾斜地の崩壊に直接結びつく事柄ではなかったのですが、県有地の土地の管理者としての瑕疵を認めて賠償を行うものです。

以上が専決処分の内容でございます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

51ページをお願いします。

平成29年度繰越計算書(総括表)でございます。

まず、1の繰越明許費でございますが、一般会計1件と特別会計3件、合わせて4件の報告となります。

(1)の一般会計の繰越額は、10課の合計で604億1,100万円余、(2)の港湾整備事業特別会計の繰越額として3億5,400万円余、(3)の用地先行取得事業特別会計の繰越額として1億9,700万円、(4)の流域下水道事業特別会計の繰越額として2億3,700万円余、4つの会計を合わせました翌年度繰越額は、合計612億円余でございます。

各課別の詳細につきましては、53ページから75ページにかけて記載しており、個別の説明につきましては割愛をさせていただきます。

なお、繰越理由別としまして集計したものは、資料への記載はございませんが、関係機関との協議に不測の日数を要したなどの計画に関する諸条件が、396億8,800万円余で全体の64.8%、設計変更の不測の日数を要したなどの設計に関する諸条件が、63億3,000万円余で全体の10.3%、用地買収の交渉に発生する問題に不測の日数を要したなどの用地の関係が、91億7,400万円余で全体の15%、工事施工上障害となる物件に係る補償交渉に不測

の日数を要したなどの補償処理の困難が、12億7,800万円余で全体の2.1%、資材不足、労働者の手配調整に不測の日数を要したなどの資材の入手難が、47億2,800万円余で全体の7.7%となっております。

52ページでございます。

2の事故繰越でございますが、一般会計1件、特別会計1件、合わせて計2件の報告となります。

(1)の一般会計の繰越額は、6課の合計で251億1,100万円余、(2)の港湾整備事業特別会計の繰越額として8,600万円余、2つの会計を合わせました事故繰越額合計は、251億9,800万円余でございます。

各課別の詳細につきましては、77ページから85ページにかけて記載しており、個別の説明につきましては割愛をさせていただきます。

なお、事故繰越の繰越理由としましては、熊本地震の影響により、施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためなどが主なものとなっております。

これら繰越事業につきましては、早期完了に向け、全力を挙げて取り組んでいるところでございますので、よろしく願いいたします。

執行部からの説明は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等についての質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 10号議案についてお尋ねします。

この中で、清算金の算定等記述がありますがけれども、特にやっぱり地元の地権者の方にとっては非常に関心の高いところではないかというふうに思うんですけれども、この清算

金がどれぐらいの規模で発生するかとか、あるいは減歩率ですね、宅地で大体何%ぐらいになるかとか、そういった見通しなんかは持っていていらっしゃいますか。

○坂井都市計画課長 現在、益城の土地区画整理事業につきましては、一応、道路とあと公営でつくります公園等について、住民の皆さんと意見交換しながら、どういうふうにするかを今ミリミリ詰めているところでございます。

減歩率とかそういうのが確定するのが、事業計画を策定して初めてわかってくるものですから、ことしの秋ごろには大体数値が出てくるかなと思っています。

以上です。

○山本伸裕委員 先日、県のほうが配置案を示されて、それで、報道によると、来月下旬ごろに住民説明会というような報道なんですけれども、やっぱり区画整理は、私自身は、その区画整理という手法についてはいかがかなと思っていますんですけれども、決定したらなかなか後戻りできないというような状況がありますので、やっぱりあくまでも情報公開ですね。やっぱりきちっと住民の方々に、制度の仕組みも含めて知らせていくことと、それから、やっぱり住民合意というか、住民が主体で最終的には決めていくというような原則が大事じゃないかと思うんです。

だから、住民説明会が今後開かれるということなんですけれども、やっぱりその意見が出た場合には、その意見を柔軟に反映させていくというような姿勢をぜひ持っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○坂井都市計画課長 これまでの区画整理の内容につきましては、地権者の皆さん方には、個別訪問をしまして、400件ほどでした

けれども、そういったところで、疑問に思われている箇所とか不安に思っていること、そういうことを丁寧に聞きながら、今計画を進めております。

それと、まちづくり協議会というのが区画整理区域内には複数ございまして、そこで住民の皆さんが、我々が入る前に、どういうまちづくりをするか、どういう区画でいくのか、どういう公園が要るのか、そういった点をまちづくり協議会の中で相談されております。その案を我々がいただきまして、それをもとに区画道路とか公園等を計画していきたいと思っています。

あとは、例えば、いろいろな交通管理者とか、ほかの調整する方たちもおりますので、その方たちの意見も聞きながら、最終的には住民の皆さんの意見を聞きながら、丁寧にやっていきたいと思っています。

以上です。

○山本伸裕委員 わかりました。

県が示した配置案についても、意見がどんなふうに出てくるのかわかりませんが、ぜひ、結論先にありきというようなことではなくて、お願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○高島和男委員 25ページから、道路保全課のほうから専決処分の御説明がございましたけれども、先日の大阪での地震でも、コンクリート壁が破損したということで、小学生のお子さんがお亡くなりになったということでございますけれども、今回、その報告を聞いておりましたら、道路の陥没であったりとか手すりや壊れたというようなことでありますけれども、高度経済成長期につくった道路であったり、トンネルであったり、橋梁という

のが耐用年数が随分来ているということで、点検がやっぱり必要なんだろうと思いますけれども、現状のその点検というか、事故が起きないようにするにはとどこでの予防措置というのはどういうふうになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○勝又道路保全課長 国のほうから、5カ年に1度、道路の重要構造物について点検をすることが義務づけられまして、その5カ年の最終年度が今年度でございます。

それに基づきまして、今年度中には、県が管理する道路、それから市町村が管理する道路につきまして、全てその重要構造物については点検を行うという方向で現在行っているところでございます。

以上です。

○高島和男委員 ちなみに、トンネル、橋梁あたりはどういうふうな状況でしょうか。

○勝又道路保全課長 トンネルにつきましても、今年度中に終わる予定でおります。

橋梁につきましても、道路整備課からお話しします。

○亀崎道路整備課長 橋梁は道路整備課のほうで担当しております。

橋梁についても、今年度中で一巡する予定でございます。

以上です。

○高島和男委員 先ほどの報告を聞いておりますと、事故自体は本当に不幸なことでありますけれども、幸いと言っちゃ失礼かもしれませんが、余り大げがでもなく、重傷でもなかったということは不幸中の幸いだろうと思っておりますけれども、やっぱりきちっと点検をして、万が一がやっぱり減らせるようにといえますか、予防ができるように、ぜひこれか

らもお願いしておきたいと思います。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○森浩二委員 今のに関連しますけれども、報告ですけれども、同じ箇所ですけれども、3回ぐらいありますよね。こういう場合、何かあったでしょう、シャープの番号、そういうのは連絡はあつとつとですか。

○勝又道路保全課長 この上天草市龍ヶ岳町大道で起きました3件の連続事故でございますが、これが午前4時40分、5時55分、6時30分というふうな間隔で発生しまして、そういう連絡を受けました者が——警察から、6時40分ごろ、それを電話連絡で受けておりましたものですから、その間に対応ができていないという状況にございました。

○森浩二委員 じゃあ、6時40分、一番最後のやつかな。

○勝又道路保全課長 はい。

○森浩二委員 それで、連絡を受けて、その間に起こって。

○勝又道路保全課長 はい。

○森浩二委員 じゃあ、その被害者の人たちは、どうされる、帰られとったんですか。

○勝又道路保全課長 そこに車があれば、何らか起きていますということで注意して通られたかと思えますけれども、あいにく、例えば第1回目に生じた事故についても、その現場にどなたもおられなかったがゆえに、続けて第2回目、第3回目というものが発生したんだろうと思っております。

○森浩二委員 なら、この1回目、2回目あたりの証明はどうやってされたんですか、ここで事故を起こしたというのを。

○勝又道路保全課長 後日、その後に連絡がございまして、対応している状況にございます。

○森浩二委員 じゃあ、現場は誰も見た人はおらぬということですか。

○勝又道路保全課長 当事者しかいなかったということでございます。

○森浩二委員 それを信用して、じゃあここで起こしたということで、その保険屋さんあたりも納得しているわけですかね。

○勝又道路保全課長 実況見分を私どもの課員が行っております、調書をつくった上で対応しております。

それから、きょう提案させていただきました全ての案件につきましては、道路損害賠償保険を適用しておりますので、保険屋が当然同意しているという状況でございます。

○森浩二委員 だから、電話か何かちょっとしてもらえば、続けて起きらぬわけですよね。もっとシャープのあれをPRすべきじゃなかったですかね。

○勝又道路保全課長 はい。PRに今後とも努めていきたいと思っております。

○山口裕委員 私も関連して、28ページのグレーチングの件ですけれども、通過する際にグレーチングの表裏が逆になっていたということなんですけれども、どういったことが考えられるのかなど。

というのは、実は、地元の案件で、グレーチングがちょっとやっばりずれていて、そこは大体ボルトでとめてあったんですけども、それがずれが生じて大型、2トントラックだったと思うんですけども、そこを通ったときに、真っ直ぐ渡ったときにはね上がったというのを見たことがあって、ちょっと表裏も気になりますし、グレーチングの関連について、ちょっとよろしく教えていただければと思います。

○勝又道路保全課長 この案件は、国道と県道が交わります交差点でございまして、その四隅の一角にコンビニエンスストアの駐車場がございまして。見かけ上は歩道と駐車場をガードパイプで分離しておりましたので、その民地側にありました集水ますとか側溝も、県の管理施設であったにもかかわらず、管理がうまく行き届かなかったという状況にございました。

それから、ちなみにこのガードパイプとそれから側溝、グレーチングがはまっております集水ますにつきましては、道路法の承認工事、このコンビニエンスストアが恐らく開設されたときに設置をされているというものだと思います。

いずれにしても、私どもの管理が行き届いてなかったということに原因があるかと考えております。

以上です。

○山口裕委員 グレーチングは、最近、ロードバイクもたくさん利用される方がいらっしやあって、自動車よりも何かそういった道路のちょっとした変化に左右されて事故が起きるような感覚、感じもするので、適切に管理していただければと思いますけれども、特にグレーチングで気になるのは、その主道と側道から出てくる、大体主道に対して真っ直ぐグレーチングを引いて施工してあることが多い

んですけども、そのグレーチングについては、やっぱり安全性がちょっとたまに低いんじゃないかなというところがあるので、設計とかされる、いろんなところで設置はしてあるので、道路だけではないと思うんですけども、より安全性の高い施工に努めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 保全課長、ちょっと説明が悪くて、グレーチングのふたの裏と表がひっくり返った、要するに、まともにしていたら、グレーチング側が上だったら、幅があって、自転車がはまるタイヤがないんですけども、裏にすると、スパンが広がって、自転車のタイヤがはまるんですよ。だから、裏と表と間違えたことによってひっかかかったと、それもちゃんと説明してやらにゃいかぬ。

○勝又道路保全課長 申しわけございません。

今回、ちょっと模式的に御説明しますけれども、グレーチングの棧といいますか、部材がこういうふうに縦なら縦方向に入っておりますけれども、それをつなぐように横方向にこういうねじり棒鋼が入っております。これで、まともに入っておりますと、縦横きれいに入っているんですけども、これが逆さになりますと、目の部分がすいているような形になります。そこにちょうど、グレーチングのこのすきま間が2.5センチで、今回のロードバイクのタイヤの幅が2センチ、人が乗っていますので、2.5センチぐらいですぽっとはまってしまったというような状況だったと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 そこまで言わないとわから

ないと思いますよ。

○勝又道路保全課長 失礼しました。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第9号、第10号、第12号及び第15号から第26号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

○山本伸裕委員 異議あり。委員長。

○増永慎一郎委員長 山本委員。

○山本伸裕委員 第1号、第9号、第10号及び第24号については、挙手での採決をお願いします。

○増永慎一郎委員長 それでは、一括採決の反対表明がありました第1号、第9号、第10号、第24号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手多数と認めます。よって、第1号外3件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、残りの議案第12号外11件について、採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第12号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○藤本監理課長 監理課でございます。

お手元の資料、報告事項1、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況について報告させていただきます。

この重点10項目は、熊本地震からの復旧、復興を一日も早く、確実に進めていくため、復旧・復興プランのロードマップの中から10項目を選定し、重点的に進捗の把握を行うことにより、復旧、復興の加速化を図るものです。

この一覧の見方につきましては、表の右下に記載をしております。

前回報告させていただいた、昨年11月末時点からの変更点を赤色で表記しています。青色の枠囲みが、既に達成、完了したもので、黄色の枠囲みが、進捗の指標となるものです。

今回は、10項目のうち、土木部と関係が深い、①「すまい」の再建、③阿蘇へのアクセスルートの回復、⑤益城町の復興まちづくり、そして⑨八代港のクルーズ拠点整備について、5月末時点の進捗状況を説明いたします。

まず、①「すまい」の再建のうち、土木部で取り組んでいる災害公営住宅の整備につい

ては、下から3つ目の矢印に記載しております。

全体で1,735戸の建設を予定しており、事業着手率は約73%となっています。本年度末までに635戸の整備を予定しており、今月10日には、西原村河原地区で県内初の完成を迎えました。

被災者の一日も早い住まいの再建に向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、③阿蘇へのアクセスルートの回復のうち、上から5項目が土木部に関連している道路関係です。

国道57号北側復旧ルートと国道325号阿蘇大橋ルートについては、2020年度の全線開通に向けて、国土交通省において精力的に復旧を進めていただいております。

俵山ルートについては、平成28年12月に暫定開通し、昨年12月には、迂回路区間であった鳥子地区が部分開通したことで、より安全に通行できるようになりました。

また、長陽大橋ルートについては、昨年8月に応急復旧し、南阿蘇村の中心部と立野地区を結ぶ通行が確保されました。

阿蘇へのアクセスルートの一日も早い本格復旧に向け、引き続き国と連携して早期の復旧を図ってまいります。

次に、⑤益城町の復興まちづくりについて説明いたします。

熊本都市圏東部地域の創造的復興を牽引する取り組みとして、県では、熊本高森線の4車線化と町の都市拠点となる木山地区の土地区画整理事業に取り組んでおります。

熊本高森線の4車線化につきましては、昨年10月から用地交渉を進めており、5月末時点で地権者の11.1%に当たる27名の方から契約をいただいております。

また、木山地区の土地区画整理事業については、3月に益城町による都市計画決定や県施行の協定を締結したところであり、秋ごろの事業認可を目指して、地元や関係者と協議

を進めております。

そして、4月には、これら2つの事業を進める体制を強化するため、益城復興事務所を新たに設置しました。引き続き、益城町の復興まちづくりに向けて、町と一体となって取り組んでまいります。

最後に、⑨八代港のクルーズ拠点整備について説明いたします。

昨年4月、港湾法に基づく国際旅客船拠点形成港湾の指定を受け、11月には、指定を受けた6港湾の中でも、いち早く国際旅客船拠点形成計画を策定しました。また、同月11日には、クルーズ船専用岸壁の整備が国によりスタートし、ことし2月には、クルーズ船社ロイヤル・カリビアン・クルーズと拠点形成に係る協定を締結しました。2020年4月には、国際クルーズ拠点が供用開始予定であり、引き続き年間200隻程度のクルーズ船が寄港可能な受け入れ環境の整備に取り組んでまいります。

説明は以上でございますが、これら10項目を初め、復旧、復興全体を着実に、かつ、スピード感を持って進めてまいります。引き続き県議会の御理解と御指導をよろしく願いたします。

説明は以上でございます。

○田尻土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

報告事項の2をお願いいたします。

熊本地震及び梅雨前線豪雨等に伴う災害復旧事業及び災害復旧関係事業の進捗状況でございます。今回は、平成29年度末現在の状況でございます。

まず、県、市町村を含めました復旧・復興事業全体の進捗状況でございますが、表の最下段をごらんください。

全体工事費約1,858億円に対しまして、平成30年3月末までに約1,297億円を発注し、その発注率は69.8%でございます。また、そ

のうち約506億円の工事が竣工し、その割合であります完了率は約27.2%でございます。

なお、全体工事費が、12月末に比べまして約19億円減っております。これは、表のすぐ下に理由を記載しておりますが、設計の完了に伴い、工事費を見直したことによるものでございます。

裏面をお願いいたします。

参考資料としまして、参考1は、災害復旧事業の平成29年3月末以降の発注率と完了率の推移をグラフであらわしたものでございます。

平成30年3月末は、前回報告の12月末に比べまして、発注率で12.1ポイント、完了率で約9.7ポイント上昇しております。

参考2は、県、市町村における災害復旧事業の進捗状況を件数ベースで取りまとめたものでございます。

件数ベースでの発注率は76.2%、完了率は45.8%となっております。

参考3は、県の土木部及び農林水産部における災害復旧事業及び災害復旧関係事業の今後の見通しでございます。

農林水産部の大切畑ダムの災害復旧事業を除き、平成30年度末までに、工事費ベースで約9割の工事を発注し、約8割の完了を目指して取り組んでいくこととしております。

報告は以上ですが、引き続き進捗管理に努めまして、復旧、復興の工事の早期完了に取り組んでまいります。

報告事項2は以上でございます。よろしく申し上げます。

○竹田河川課長 河川課でございます。

報告事項3をごらんください。

球磨川治水対策協議会について御報告します。

球磨川の治水につきましては、国、県及び流域市町村で平成27年3月に球磨川治水対策協議会を設置し、戦後最大となる昭和40年7

月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる対策について検討を続けています。

これまでに、国、県、流域市町村の実務者による協議会を8回開催し、ここでの検討状況を踏まえた、整備局長、知事、市町村長から成る会議を3回開催しています。

本日は、去る3月28日に開催しました第3回整備局長・知事・市町村長会議の概要について御報告します。

会議概要を1の枠内に記載しておりますが、第8回までの協議会で、流域市町村と認識を共有した治水対策の組み合わせ案の検討方針とダムによらない治水を検討する場で積み上げた対策の進捗状況について意見交換を行いました。

治水対策の組み合わせ案の検討方針につきましては、枠内の下段をごらんください。

①引堤から⑧輪中堤までの8つの治水対策を検討対象とし、そのうち①引堤から⑥放水路までの6対策を中心対策案として、目標とする治水安全度に達しない区間は、他の対策案で補完するというものです。

今後は、事務局で有利と思われる複数の治水対策の組み合わせ案を選定し、安全度、概算事業費、おおむねの工期、実現性といった課題整理の軸ごとの評価案を立案した上で、協議会で議論し、総合的な評価を行ってまいります。

なお、会議中に発言された市町村長の主な意見について、2に記載しております。

人吉市からは、一刻も早い対策検討の要望、球磨村からは、瀬が消滅する河道掘削や水位が上がる堤防かさ上げでの治水対策への懸念、五木村からは、土砂流入を防ぐ砂防山事業の推進のお願いがありました。

また、人吉市からは、人吉橋下流左岸の築堤着工や、球磨村からは、渡地区の国道かさ上げ工事など、現在実施している対策に対する感謝の意見がありました。

今後、複数の治水対策の組み合わせ案につ

いて、市町村の意見も踏まえ、協議会で議論し、総合的な評価を行ってまいります。

報告事項3の説明は以上です。

引き続きまして、報告事項4をお願いいたします。

小倉遊水地の暫定運用開始について御報告します。

平成24年熊本広域大水害を機に、いわゆる激特事業で阿蘇市に建設しています小倉遊水地について、去る6月12日に暫定運用を開始しました。

小倉遊水地は、事業費約69億円で、平成24年度から整備を進めてまいりました。全体面積88ヘクタールと、県内で最大規模の遊水地となります。

資料右下の絵をごらんください。

赤色枠で示します遊水地は、茶色の初期湛水地と緑色の2次湛水地とに分けられ、2次湛水地につきましては、用地を取得するのではなく、地役権を設定し、通常は農地として利用できることとしています。

初期湛水地の一部において掘削が完了していませんが、今月末の完了に向け、鋭意施工中です。

また、遊水地内への洪水流入等をお知らせする警報施設が未整備であるため、整備完了までの期間の大雨時には、職員による巡視や監視カメラ等を用いて対応することとしています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

報告事項5をお願いいたします。

平成29年度の水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御報告します。

なお、経済環境常任委員会においても、同様の報告を行います。

まず、1の水俣湾の水質等の水銀調査結果についてでございますが、(1)の調査の趣旨

としまして、水俣湾環境対策基本方針に基づき、平成13年度から、毎年、水質、底質、地下水及び魚介類の水銀含有量等について、(2)のとおり、調査を実施しております。

(3)の調査結果ですが、基準値等を超えるものはありませんでした。

なお、例年調査しておりますササノハベラは、平成29年度は、漁獲量減少のため、地元漁協とも協議の上、休止としました。

(4)の今後の対応ですが、今年度も、ササノハベラの調査も含めて、同様の調査を予定しております。

裏面の2ページをお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検・調査結果についてでございますが、(1)の点検、調査の趣旨としまして、水俣湾環境対策基本方針に基づき、平成13年度から実施しているもので、水俣湾埋立地管理補修マニュアルで定めた(2)のとおり、調査を実施しております。

(3)の点検・調査結果ですが、ア、イ、ウのとおり、総水銀等は検出されず、異常な沈下、陥没及び埋立地外周施設等の構造に影響を及ぼす変状等は見られませんでした。

(4)の今後の対応ですが、今年度も引き続き同様の点検、調査を実施することとしております。

港湾課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○藤本監理課長 監理課でございます。

本日、追加で配付しております資料、報告事項6について御報告させていただきます。

1枚目をごらんください。

「県有建築物に付属するブロック塀の安全確保について」と書かれた通知文をお配りしております。

平成30年6月18日、大阪府北部地域を中心に発生した地震において、ブロック塀の下敷きになり、2名の方が亡くなられる被害が発生いたしました。

建築物等につきましては、常に適法な状態に維持する義務があります。このため、今回、この事故を踏まえ、各市町村や関係団体に対し、基準や安全対策の必要性について再確認をしていただく旨、周知を図ったところでございます。

あわせて、本資料のとおり、6月19日付で、土木部から庁内の各部局長に対し、ブロック塀の安全性及び法適合について再度確認を行う旨、通知を発出しております。

2枚目をごらんください。

これは、庁内各部長宛てに発出した6月21日付の依頼文です。

本依頼により、現在、県有建築物に附属するブロック塀の点検を行っております。今後、6月29日までに、各部から結果の報告を受けることにしております。

県としましては、何よりも建築物等の安全性を確保することが重要と考えており、土木部としても、法適合の観点や、保全、改修に係る技術面でのサポートを行いながら、引き続き適切な維持、保全に努めてまいります。

なお、3枚目には、参考までに、国からの安全点検に係る通知文を添付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

報告につきましては以上です。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項7、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、1の用地先行買収についてです。

4月に、用地先行買収に係ります説明会を開催いたしました。5月末までに、買い取り申出書を提出いただきました。現在、買い取りを希望される皆様への個別訪問を進めているところでございます。

今後は、買い取り金額などを説明し、7月中旬ごろから契約手続を進めていく予定でござ

います。

次に、2の事業計画の大臣認可取得についてです。

本年秋ごろ、事業計画の大臣認可取得に向け、7月上旬までに事業計画案を作成していきます。このため、益城町が事務局となって、地元の意見を集約します益城中央被災市街地復興土地区画整理事業協議会を通じ、地元関係者と連携を図っているところでございます。

今後、7月20日ごろ、事業計画案について、住民説明会の開催及び縦覧を開始していく予定でございます。

都市計画課の説明は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 これは、順番は1番から今の7番まで、ばらばらでもいいんですか。

○増永慎一郎委員長 いいです。

○城下広作委員 じゃあ、先ほど6番の報告事項の分で、空洞ブロックの件ですけれども、これの調査の対象というのは、道路に面している部分だけではなくて、私有地の部分も全てということになるんでしょうか。ちょっと確認です。

○藤本監理課長 県有施設に関しては、道路に面しているものとそうでないものも含めて調査いたします。

○城下広作委員 わかりました。

県有施設の敷地は、当然、公道に面している部分、それと民地間で隣接している部分も恐らくあるでしょうね。公共施設のはそれで

いいんですけれども、この空洞ブロックは、設置をした後の検査という対象にはもともとなっていたんですかね。例えば、差し筋とか、いろいろ高さの部分とか。大阪なんかは、もし検査があっていたら、完全に最初からアウトだったでしょうから、この辺の検査というのは、よくほかの工事ではあるけれども、この空洞ブロック自体を検査の対象というのはあったのか、ちょっとそこを。

○松野建築課長 ブロック塀につきましては、建築物と一緒に確認申請がなされて検査がされれば、検査をするんですが、通常は、建物ができたときに検査の要請がありまして、その後外溝工事をされることがほとんどです。ブロック塀については、その後されるということで、なかなかそこまでは管理は難しい状況でございます。

○城下広作委員 ということなんですよ。だから、いわゆる一般の公共事業なんかは、全て工事の途中途中で検査があるけれども、この空洞ブロックに関しては、建築物をという形の一体の形でやるものだから、検査の対象から抜けているんですね。往々に、意外と見れないんですね。だから、今現在ブロックがあっても、鉄筋が入っているか入っていないかも、これは壊さないとわからないですよ、極端に言うと。今から調べたって。

それと、鉄筋の継ぎ目のところは全部コンクリートをちゃんと入れて、充填してそこだけはしっかりしなきゃいけないと言うけれども、あれはすかさずかのところも結構ありますからね、中には。そういう検査というのは、随時ブロックを積み上げるときにやっついていかないと、見るのは不可能ですよ、検査なんていうのは。そのシステムがないもん、現在は。今後、それをどうするかという問題ですよ。

○松野建築課長 これは、民間建築物に対してもそういうお願いをしている状況でございますが、県のホームページ等に基準はお示ししております。

その中で、まずは外観調査、これによって基準に合っているかどうかというのを一義的にまず調べます。これで合わなければ、当然、危険ということで撤去をお願いします。

それから、今度は、ブロックの中の鉄筋とかについては、改めて鉄筋の探査とかをしないとわかりませんので、その鉄筋探査の機械で調査するのか、一部壊して現況を見るのか、そういう方法での確認が必要になってくると思います。

以上です。

○城下広作委員 公共の場所はある程度限られてくるからいいんですけれども、個人の家のブロックなんていうのを対象にしたら、これは個人の責任だから、相当な分ですよ。これをどうするかというのは、別の課題としてあると思います。

それと、公で、今熊本市なんかは、市道に面しているブロックはまだ点検もするでしょう。また、公共施設もするでしょう。ところが、個人の、私道なんかにあるブロックなんかも、人が通る部分で、点検なんて考えたら大変な問題だから、これはどうするかというのはちょっと考えにやいかぬですね、やっぱり。その辺はどうするんですか。

○松野建築課長 現在、所有者等から、建築課とか出先の広域本部のほうに——確認申請を担当する部署ですけれども、相談等の問い合わせがっております。

その中で、こういう基準がありますということをお知らせして、それに合わなければ、やはり安全を確保してくださいということで、周知をしていっている状況でございますし、あわせて、もともと以前からこの安全性

については危惧されておりましたので、建築の民間団体、建築士事務所協会とか建築協会、そういうところと連携しながら普及啓発はしてきているところでございます。

また、建築の確認申請でもそういうチェックができますので、そういうところでもお願いしておりますので、引き続きそういうところで普及啓発を図っていくということにしております。

○城下広作委員 最低でも、まあ公共施設だとかは、今までやっているの体制は多分しっかりすると思うんですけども、特に民間とか民有地とかそういうところは、少なくとも高さとか控えの有無、必要などところだけの最低のチェックはやっとなないと危ないでしょうね、やっぱり。決して公の施設のところのブロックだけが倒れて亡くなるなんていうことはないわけですから、あくまでも民間の、民有地の部分も十分そういう対象になる可能性がありますので、これは、しっかり今から業界に言って、間でやっぱりちゃんと検査とかチェックするという何かシステムを設けないと、今後やっぱりまた同じようなことがあるかもしれないですね。ぜひ頑張ってくださいと思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 今の城下委員の質問に関連してお尋ねしたいんですけども、実際に調べるとなると、今おっしゃられたように、鉄筋が入っているかどうかの調査、機械で調べるとか一部壊すとか、かなり大変な作業になると思うんですけども、市町村なんかでは、やっぱり大阪の事故を受けて調査せにゃいかぬというような話になっているんですけど、先ほど資料の中にもありましたけれども、専門家に相談をしてほしいというようなところがありましたけれども、まず専門家が

いないというような声もお聞きしているんですよ。

だから、人的にもそんなんだけど、やっぱりその調査については、かなり県のほうが支援を市町村なんかに対しても行って、市町村の公的なブロックであるとかあるいは民間の、今お話があったようなところについての調査であるとか、かなり県のほうも支援する必要があると思うんですけども、いかがですか。

○松野建築課長 建築物については、リフォームとか耐震改修するとかいう業者について、県のほうで講習会をしたりしてホームページに上げておりますので、それができる業者については、建築士会、事務所協会、建築協会あたりと連携しながら、どこができるかということについて情報提供をしていきたいと思っております。

○山本伸裕委員 もう1点、国の事業として、ブロック塀等除去事業という、市町村が実施主体となって、国が財政支援する事業があると思うんですが、これは熊本県内の市町村では実施されていないと思うんですよ。

こういった事業なんかも、例えば民間のブロック塀なんかは、実際改修しようと思ったら、負担も相当、自己負担という点では重荷になると思うんですよ。少しでもやっぱり負担を解消して、改修が促進されるようなですね。そういう点では、事業を積極的に活用しようというような点なんかの周知も、市町村なんかに対して行う必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、どうでしょう。

○松野建築課長 市町村とは、連絡協議会を毎年1回は耐震の中で行っておりますので、そういう中で、そういう補助事業が――今回、官房長官とか国土交通大臣も補助制度に

ついて言及されておりますので、それがどうなっていくかを見守りながら、市町村にもお願いしていきたいと思っております。

○山本伸裕委員 積極的に活用して、同時に、県のほうも、ちょっと補助がなかなか、もうちょっと補助してほしいという現実的な声もあると聞いていますので、そこに県が上乘せするとかというようなことも含めて、積極的な対応をお願いしたいというふうに思います。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○山本伸裕委員 報告の第1の⑨で、八代港の拠点整備の問題についてなんですけれども、これはやっぱり地元の期待もかなり大きいし、地域の活性化に向けて、ぜひ取り組みを成功させていきたいというふうに私も期待しているんですけれども、ただ、拠点形成計画の中で少し心配していることがあります。優先利用権の問題ですね。

RCLに対して、優先利用、40年間にわたって年間利用可能日数が150日と。これは、私は、港湾法の趣旨からすれば、ちょっと港湾法の趣旨に外れているんじゃないかと思うし、また、RCLが150日優先利用ということになると、ほかのクルーズ社がなかなか、例えば、観光シーズンなんかでいいタイミングで押さえようとしても難しくなってくるというようなことで、全体的な八代港の評価として、やっぱり評価、信頼を損ねることになりはしないかというふうなことを心配するんですけれども、そういう点についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

○松永港湾課長 ロイヤル・カリビアン・クルーズ社との協定の中で、まず、前年の7月から12月に、先ほどおっしゃられましたように、年間150日分の優先利用の予約という形

をとることとしております。その後、優先予約期間が終わった場合については、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社及びほかの船社についても、平等に扱うという形で対応していくことになっております。

これを40年間という優先利用という形にしたのは、1つは、RCL、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社のほうから運営したいというような意向が示されたということとあわせて、長期的な八代港のクルーズ船寄港の確保ができるということを見込みまして、40年間の優先利用を認めるようにしております。

それで、基本的には、優先予約期間が終わりますと、ほかのクルーズ船社と同様の扱いになるということでございます。

○山本伸裕委員 港湾法では、何人に対しても、施設の利用、その他港湾の管理、運営に対して、不平等な取り扱いをしてはならないというふうに決まっているわけで、それが世界の港の常識だと思うんですよね。そういう中で、優先利用の権利をRCLに与えると、ほかのクルーズ社にとっては、なかなかやっぱり、まあ150日押さえられた後に予約しようとしても、やっぱりその観光シーズンであるとか、そういうところも押さえにくくなって、どうしても八代港は利用しにくいなというようなことになると、全体の、八代港の必ずしもプラスになるんだろうかというようなことを心配するわけです。

その点は、ぜひ、港湾課のほうも十分、ほかのクルーズ社の可能性なんかも含めて、大いにアピールをしていていただきたいというふうに思うんですよね。

もう1つ、協定なんですけれども、これはRCLとの関係で、協定解除するというようなこともあり得るわけでしょう、その40年の経過前にですね、途中で。

○松永港湾課長 協定解除するケースはある

かと思えます。ただし、今の状況としましては、今後、東アジアのクルーズ需要というのは大きく伸びていくというような見込みは出されている中でございますので、そういった形にならないように、その需要をうまく取り込むように努力していきたいと考えております。

○山本伸裕委員 動向もしっかり見ながら、柔軟な対応をしていただきたいというふうに思います。

もう1点よろしいでしょうか。

○増永慎一郎委員長 はい、どうぞ。

○山本伸裕委員 報告の5番、⑤の水俣湾の環境調査の問題ですが、その埋立地の点検、調査についてなんですけれども、埋立護岸前面海域の採水調査、これについて、ちょっと地元の方からの心配の声をお聞きしているんですけれども、というのは、その調査の方法についてなんです、海水が、例えば満ち潮のときにはもう海水流れますから、仮に汚染されたものがしみ出してきていても、それが検出されないんじゃないかと、むしろ、引き潮になって、そのときに、そのタイミングで八幡プールからの排水が、その汚染物質がしみ出してきているかどうかということを調査する必要があるんじゃないかというような疑問の声が上がっているんですけれども、そういった調査方法、調査の時間帯ですよね、そういったものも含めて、公表はされているんですか。

○松永港湾課長 これまで調査をずっと続けてきているところなんです、基本的には、そういった御指摘のあったことも踏まえた上で調査を実施しているところでございます。

以上でございます。

○山本伸裕委員 時間とかは公表されているんですか、調査の時間。

○松永港湾課長 調査の時間については、ちょっと公表してないんじゃないかと思えます。ちょっとそこは確認して、また御報告させていただきますと思います。

○山本伸裕委員 今申し上げたとおり、ちょっとやっぱり引き潮のときでないといけないんじゃないかというような意見がありますので、そういった点はぜひ踏まえて、情報公開もあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、委員から何かございますか。

○城下広作委員 4点ほど聞きますので、もう短く答えて、わかりやすく言っていただければ大変助かります。

まず最初に、熊本都市圏のマスタープランがあると思えます。これは都市圏の交通渋滞、このことを解消するための部分の考えだし、いろいろと考えているところなんですけれども、熊本都市圏だから、特に中心市街地、あの辺の交通渋滞というのは大変課題が大きいと思えます。

今回、熊本市が、庁舎を建てかえするとかしないとか、協議があるということなんです、結論はちょっとまだわかりませんが、マスタープランで市内の交通渋滞ということ考えたときに、渋滞緩和という観点から考えると、移設も考えられる、まあその場所も考えられるけれども、そのマスタープランのことから考えたときに、熊本市の庁舎

問題というのは、県としては、それをどう考えるかということをおちょっと教えていただきたいです。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

マスタープランでは、パーソントリップ調査を平成24年度にいたしまして、どういう現象が起きているかというのをまず把握して、その現象に基づいて、どういう対処が必要かというのを出しています。

都市内の中心部の交通渋滞ですが、まず、以前に比べると、車による交通が非常に多くなってきているという状況が1つあります。それと、それに対して、公共交通機関を利用される方が大分減ってきていらっしゃるということが1つ。それと、高齢者が車を運転されていかれる、交通量もふえてきているという状況が大体わかってきました。

ということで、都市圏の渋滞を、どういふふうな対策をしたらそれを解決することができるかということで、今、実行計画としてアクションプランとかをまとめているんですけども、そこでは、道路整備もまだやっていないといけない部分がございます。それもちょっとやっていきますけれども、それとあわせて、公共交通機関に転換していただくということもあわせてやっていかないと渋滞対策はできないだろうということで、それをパッケージとして両方一緒にやっていくということで、今まとめていこうかと思っています。

以上です。

○城下広作委員 私が言っているのは、市役所がそこからなくなると、大分渋滞緩和になるんじゃないかという考えもあるけれども、その考えはどうかということです。マスタープランのその中で、そういう位置づけとして考えることがあるのか、全くそれは度外視

するような話なのかということです。

○坂井都市計画課長 市役所の移転の話、建てかえの話がございましたので、事務局が県と市が一緒になっておりますので、アクションプラン、マスタープランの作成についてはですね。その中でも、ちょっと市の考えも聞いていただしていきたいと思っておりますけれども、今熊本市がある市役所の位置というのは、公共交通機関を非常に使いやすい場所だろうと思っております。そういった点で、公共交通機関への転換も割とスムーズに図れるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、この辺は熊本市と意見交換をしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○城下広作委員 私は、どっちがいいと言っているんじゃないで、いわゆるマスタープランで交通渋滞という問題を解決しなきゃいけない。だから、それを解決する方法はいろいろあるけれども、そのことも非常に大きい位置づけに、あるとないとでは大分違うんじゃないかなということが想定できるものだから、それに対して、県のマスタープランの中でどういふふうにか考えるかということを確認しているわけですので、そこはよく考えていただければ。もうこれはこれでいいです、それを言うと時間がないから。

次に、阿蘇の57号、それとJRの鉄橋、この間河津議員が質問されて、まだちょっと先が見えないというふうになったんですけども、あのり面斜面に九電の導水路があったんですけども、あれは崩落し、あのときは新聞でたしか20万トンぐらいの水がだあっと流れたということだけでも、あれは今度また導水路は復旧するんですか。その状況が全然わからぬものだから。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

す。

今、現状、そこの工法を国とやりとりする中で、その状況については、まだ私も具体的に把握してございません。どうこうするという話は伺っておりません。

○城下広作委員 また国も、そのことを教えないというもおかしな話で、道路を通す、JRを通す、そして、もともとあそこには九電の導水路、水力発電には大事な水の供給の導水路ですから、あれを、電気をやらないというんだったら、多分つくらぬでいいでしょうけれども、やるというんだったら導水路は必要になってくる。そうすると、今崩壊しているじゃないですか。どういう形で導水路をするとか、そういう話は、最終的には県が管理するんでしょう、あの斜面というのは。そこは、その辺の情報がないというのはどうなのかと思って。

○中山砂防課長 発電所の復旧にかかわることですので、明確な形で県がここで申し上げるのはいかがかなというところはありますし、また、明確な形で情報はちょっと正直いただいてないんですけれども、ただ、我々がちょっと聞いている範囲の中でということでお答えしますと、もとの導水路等をそのままの形で復旧するというようなことではないのかなというふうにはちょっと聞いておりますけれども。

○城下広作委員 なぜ心配するかというと、やっぱり崩落した斜面にまた復旧したとしても、それなりにまた導水路、同じような勾配でつくると、修正した山の背面にずっと持ってこなきゃいけないですね。恐らく、水力発電を維持するとなると、導水路は絶対大事な部分で、あれは本家本元ですから、水がないと水力発電はできないわけですから。

だから、その辺は、後々のメンテという

か、その責任を負うのは、県が管理する場所になるでしょうから、このり面というか、砂防というのは。この辺を、しっかり県も、わかる範囲でどんどんどんどんお尋ねして、最終的にはそこを通れるような形で、利用する側も安心しなきゃいけないということもありますので、情報収集はしっかりやっていただきたいと思います。もうこれはこれでいいです。

じゃあもう1点、済みません。天城橋、5月20日にオープンしたんですけども、今ライトアップをしていただいているんですけども、これはずっと、今12時までかな、夜はどんと消えて、それが楽しいという形で、その消えるのをちょうど見るというのも一つの楽しみ方かなと思うんですけども、これはずっと同じようなパターンでいくのか、どこかで電気代がもったいないけんが間隔をあけるとか、何かそういう考えはあるんですか。

○亀崎道路整備課長 ライトアップにつきましては、私ども、当初、船舶の航行への影響がないかということで懸念をしながら、海上保安部と協議しながら進めてきました。

現状で言いますと、1カ月ほどたちますが、海保から特にそういった情報はないという、話を伺ったところ、そういうことでございました。また、一方で、地元なり、利用者の皆様からは、ライトアップを続けてほしいという御意見も実際届いております。

当初は、試験的にというところもありましたが、今のところ、継続を阻害するようなそういう要因はないと考えておりますけれども、我々としましては、もっと効果的に、もしくはイベント性を持たせたような、そういうライトアップができないかということを考えておまして、今後、また地元の御意見を伺うなり、アンケート調査をするなりしまして、そういったことを検討していきたいと考えておるところです。

○城下広作委員 わかりました。

じゃあ最後の1間、済みません。きのう、ちょっと阿蘇に行かせていただいて、着工式がありましたけれども、そのときに、滝室坂のちょうど手前の坂梨の部分の砂防堰堤を見ました。若干景観に配慮した形で、色を少し、グレー、グレーといいますか、そういう色に少ししてあったんですけれども、斜路のほうは、そのままコンクリートの通常の間地ブロックで、白々としたような形の部分でやっておりました。

今から、阿蘇は、文化遺産とかいろいろ目指すに当たって、今度、のり面の部分も、砂防ダムは結構ばあっといろいろ工事するってあるんですけれども、自然の阿蘇の中にコンクリートの堰堤がどんどんできてくると、そして、それが白いコンクリートであると、非常に阿蘇の景観にマッチングしないというか、そういう部分が非常に、今後、文化遺産を目指すときに、足かせにならないかと、景観の部分で。この辺も考える必要があるんじゃないかと思って。

私は、この間、5月に、徳島県の吉野川というところに行ってきたんですけれども、そこで、祖谷溪谷というのがあって、その部分の護岸とか砂防ダムの堰堤は、名前を控えてきたんですけれども、炭素繊維強化セメントといって、例の、何といいますか、映画でセットする岩とか、ああいうのがあるんですね。あの全く同系色で、全く岩と変わらないような化粧で砂防堰堤もされているんですよ。写真をちょっとコピーして持ってこようかなと思ったけれども、それぐらいじっくりして、こういうのがあるのかなということで、まさに映画の特撮の舞台をするような形の部分の技術を用いて堰堤にそれがしてあるんですよ。だから、自然の岩と全然わからない、言われないと。河川の中もそうしてありました。四国の国土交通事務所がやっていた

事業なんですけれども、これはすばらしいなと思って。

だから、多分お金がかかると思うのと、災害でのお金はある程度の制限がありますから、原形復旧ですから、それプラスの部分の、いわゆる追加分は、単費か何かいろんな形でやらにやいかぬかと思うけれども、場所場所によっては、そのくらい景観に工夫するような構造物ということをやったり用いるということも大事じゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。

○中山砂防課長 阿蘇地域につきましては、環境省と、事業の実施段階におきましては、対策工法あたりについては御意見を伺って、協議をして、許可をいただいているというような状況でございます。

砂防堰堤につきましては、表面等につきまして、擬岩的なやつとか、そういった色に近いような形、着色というふうに先ほど委員がおっしゃいましたけれども、そういったブロック、コンクリートのパネルを使うとか、できるだけそういうような配慮をして、目立たないような形でやっております。

そういう協議を環境省とか、あと地元の意見を伺う機会もございますので、委員が先ほど御提案されたような擬岩とか、こういったもの、なかなか非常に経費的なもの、それから、砂防堰堤でいきますと、面積的なものが非常に大きいものですから、それを適用させるのがちょっと難しいようなところ、それから、当然、土石流とか、そういったものが来たときに、それを通していく、乗り越えていくとかいうような部分もございますので、技術的な問題とか、そういったところもございますけれども、できるだけ阿蘇の景観に配慮したような形で対処して、景観になじむと、そういったものを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○城下広作委員 もういいです、それで。頑張ってください。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませんか。——なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これを持ちまして第3回建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長